

徳島県トラック運送事業者「エコ・チャレンジ」支援金 支給要領

※本支援金は「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています※

I 本事業の概要

I-1. 趣旨

本支援金は、昨今の「中東情勢」などによる燃油価格高騰により影響を受けているトラック運送事業者であって、燃費向上や環境配慮に取り組む事業者に対して、予算の範囲内で、徳島県トラック運送事業者「エコ・チャレンジ」支援金（以下「支援金」という。）を支給するものである。

I-2. 支援金の支給対象者

本支援金の支給対象となる事業者（以下「支給対象事業者」という。）は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす事業者とする。

1. トラック運送事業者であること

貨物自動車運送事業法に基づく「一般貨物自動車運送事業」若しくは「特定貨物自動車運送事業」の許可を受けている者、又は「貨物軽自動車運送事業」の届出を行っている者であり、継続的に営業していること。

2. 中小企業者等であること

徳島県内に本社又は支店・営業所等を有する中小企業者等（中小企業基本法第2条第1項第1号に規定する者。ただし、「みなし大企業」は除く。）であること

＜中小企業基本法における中小企業者の定義＞

本事業の対象となる「運輸業」に係る下記のいずれかの要件を満たすこと。

- ・業種 運輸業
- ・資本金の額又は出資の総額 3億円以下
- ・常時使用する従業員の数 300人以下

※次に掲げるいずれかの要件に該当する者は、「常時使用する従業員の数」に含めないものとする。

- ・会社役員（ただし、従業員との兼務役員は含める。）
- ・個人事業主本人及び同居の親族従業員
- ・（申請時点で）育児休業中、介護休業中、傷病休業中又は休職中の社員
- ・日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者等、所定労働時間が通常の従業員に比べて短いパートタイム労働者等

＜みなし大企業について＞

以下のいずれかに該当する法人は「みなし大企業」となり、対象外とする。

- ・発行済株式の総数または出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している。
- ・発行済株式の総数または出資価格の総額の3分の2以上を大企業（複数）が所有している。
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める。

I - 3. 支援要件

本支援金を受給するためには、燃費向上や環境配慮につながる「エコドライブの実施」や、「GXの推進」などの取組を宣言（宣言書の提出）しなければならない。

I - 4. 支援対象車両及び支援金の額

事業者が保有する対象車両 1 台につき、以下の定額を支給する。なお、申請は 1 事業者あたり 1 回限りとし、複数回の申請は受け付けない。

- ・普通自動車 1 台あたり 31,000 円
- ・小型自動車 1 台あたり 16,000 円
- ・軽自動車 1 台あたり 7,000 円

※本事業では「道路運送車両法」の種別を採用しており、長さ 4.7m 以下、幅 1.7m 以下、高さ 2.0m 以下を「小型自動車」、それ以上を「普通自動車」と定義する。

※なお、対象車両は①～④のいずれにも該当する車両とする。

- ① 自ら走行する車両（被けん引車、霊柩限定車、二輪・三輪車、休車扱いの車両は対象外）
- ② 令和 8 年 8 月 1 日時点で、徳島運輸支局又は軽自動車検査協会徳島事務所に登録されており、自動車検査証に記載されている有効期限満了日が申請日以降となっている。
- ③ 運送事業に供する事業用自動車
- ④ 支給対象事業者が所有（リース可）又は使用している自動車であり、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄が支給申請事業者と一致する。

II 本事業の申請手続

II - 1. 申請資格・要件

（1）次に掲げる要件のいずれかに該当するものは申請することができない。

- ・法令遵守上の問題を抱えている者
- ・県税を滞納している者
- ・宗教活動や政治活動を目的にしている者
- ・申請者又は申請者の役員等が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者
- ・その他支援金を支給することについて、不相当と認める事由を抱える者

（2）申請を行ったとしても、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、審査することができない。

- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・本要領に違反又は著しく逸脱した場合
- ・申請内容が、射幸心を煽る恐れがある場合、公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれがある場合、又は公的な支援を行うことが適当でないと認められる場合
- ・その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

（3）本事業への申請は 1 事業者あたり 1 回とし、複数の申請は受け付けない。

Ⅱ－２．募集期間及び提出及び問合せ先

(１) 募集期間

令和８年８月１７日（月）から令和８年１０月１６日（金）まで

(２) 提出先

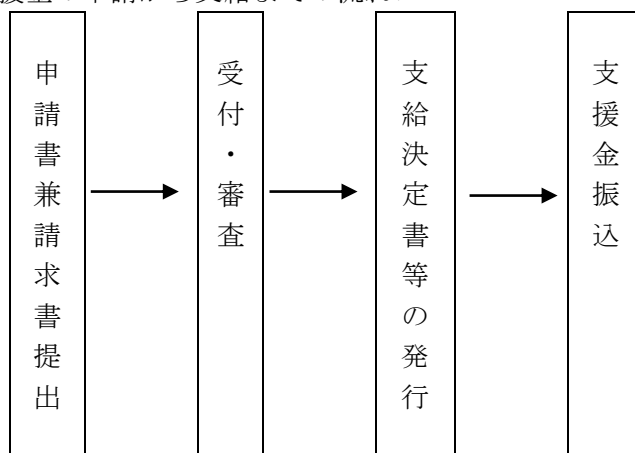
下記徳島県トラック運送事業者「エコ・チャレンジ」支援金運営事務局（徳島県トラック協会内）まで簡易書留により提出すること。

○徳島県トラック運送事業者「エコ・チャレンジ」支援金運営事務局（徳島県トラック協会内）

住所：〒770-0003 徳島市北田宮２丁目14番50号 電話番号：088-632-8810

（受付時間：平日 9：00～17：00 ※土日・祝祭日を除く）

＜支援金の申請から支給までの流れ＞



Ⅱ－３．応募書類

(１) 応募書類一式

以下の書類をすべて揃えて提出すること。なお、提出された書類は返却しないこととする。

- ・支給申請書兼請求書（様式第１号）
- ・支援対象車両一覧表兼集計表（様式第２号）
- ・宣言書（様式第３号）
- ・振込先口座及び当該名義人が分かる通帳等の写し
（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、名義人カナがわかるページ）
- ・一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業に係る許可証、又は貨物軽自動車運送事業に係る届出書等の写し
※一般社団法人徳島県トラック協会の会員は、添付を省略可能。
- ・支援対象車両すべての自動車検査証記録事項の写し
- ・県税（特別法人事業税及び地方法人特別税を含む）すべてに未納がないことの証明書

※発行から３ヶ月以内のもの

(２) 留意事項

「本支給要領」に加え、「徳島県トラック運送事業者『エコ・チャレンジ』支援金支給要綱」等を熟読し、理解した上で応募すること。提出された書類は本事業の審査のみに利用する。また、提出された書類は返却しない。

(3) 提出部数

提出部数は、2部（正1部、写し1部）とする。A4片面で提出すること。

Ⅱ－4．申請内容の審査

(1) 審査方法

提出された書類の内容及び要件の適合性について、事務局が審査を行う。本支援金は定額支給であるため、要件を満たし、書類に不備がないものから順次支給を決定する。

(2) 留意事項

- ・提出書類に不備や疑義がある場合は、事務局から確認や追加書類の提出を求めることがある。
- ・予算の都合等により、申請受付期間中であっても早期に受付を終了する場合がある。
- ・審査の結果（支給・不支給）は申請者に通知するが、審査過程の内容についての問合せには応じかねる。

Ⅱ－5．支援金の支払い

支給決定の通知の後、県が申請者の指定する銀行等口座へ入金することをもって行う。

Ⅱ－6．申請者の義務

本事業の支給決定を受けた事業者は、次に掲げるすべての条件を守らなければならない。

(1) 証拠書類等の保管

支援金に係る経理処理にあたっては、帳簿や支出の根拠となる証拠書類を整理するとともに、事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(2) 実地検査等への協力

対象車両の保有状況や取組の確認のため、県が実地検査や調査に入ることがある。これらの検査により支援金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければならない。

Ⅲ その他

Ⅲ－1．適正な執行

本事業は公金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められるため、本事業に係る不正行為に対し、厳正に対処する。応募にあたっては、支給要領及び支給要綱等を熟読し、内容を十分に理解の上で行うこと。

虚偽の申請や不正な手段により支援金を受給したことが判明した場合等には、支給決定の取消し及び支援金の返還を命ずるほか、不正の内容の公表等を行うことがある。また、返還を命じられた場合は、受領の日から納付の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの加算金及び遅延利息を県に納付しなければならない。

参考 県税すべてに未納がないことの証明書の交付申請について

県税（特別法人事業税及び地方法人特別税を含む。）すべてに未納がないことの証明は、下記の場所で交付しています。

※証明書は受付から交付まで 15 分程度、お時間をいただきます。

※「混雑」を避けるため、事前に県のホームページに掲載している「納税証明書交付申請書」及び「交付に必要なもの」について、ご準備をお願いします。

<納税証明書の交付に必要なもの>

- ア) 納税証明書交付申請書（※証明事項は「県税すべてに未納がないことの証明」を選択）
- イ) 400 円分の徳島県収入証紙（※収入証紙は、県内の阿波銀行、徳島大正銀行等で購入できますが、令和 8 年 9 月末までで販売を終了します。）又はキャッシュレス決済による納付
- ウ) 印鑑（個人の場合は認印、法人の場合は代表者印（法人の実印））
- エ) 窓口に来られる方の身分証明書等（マイナンバーカード、運転免許証など）
- オ) 納税後、2 週間以内に証明を申請される方は、その領収書をご持参ください。

※代理の方が申請される場合に必要な書類は、事前に県のホームページでご確認をお願いします。

<納税証明書の交付場所>

※管轄区域にかかわらず、最寄りの庁舎にてお取りいただけます。

県税局 徳島支所	徳島市新蔵町 1 丁目 67	088-626-8812
鳴門総合サービスセンター	鳴門市撫養町立岩字七枚 128	088-684-4421
県税局 吉野川支所	吉野川市川島町宮島 736-1	0883-26-3912
県税局 阿南支所	阿南市富岡町あ王谷 46	0884-24-4115
県税局 美波出張所	海部郡美波町奥河内字弁財天 17-1	0884-74-7420
県税局 美馬支所	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南 73	0883-53-2024
県税局 三好出張所	三好市池田町マチ 2415	0883-76-0371